

9月

定例会

議会基本条例
などを可決

5月に開催された議会基本条例研修会

平成21年第6回定例会は、9月8日に招集され、29日までの22日間の日程で開催されました。

今定例会では、議会基本条例、議会政務調査費の交付に関する条例2件と関連する議会委員会条例と議会会議規則の一部改正が議員提案され、9月29日の本会議において可決されました。

市長から提出された案件は、人事案件2件、条例の一部を改正する条例1件、平成21年度一般会計、特別会計補正予算及び企業会計補正予算23件、その他1件、平成20年度一般会計、特別会計歳入歳出決算及び企業会計決算の認定30件の計57件でした。

これらの案件は、概ね所管の常任委員会に付託して審査の後、本会議で採決した結果、いずれも原案のとおり可決しました。ほかに、意見書2件を提出しました。

一般質問では11名の議員が質問に立ち、市当局の考えを質しました。

人事案件

人権擁護委員候補者の推薦

遠藤欣哉さん（靈山町）、八巻忠一さん（梁川町）を適任であるとして推薦しました。

条例

国民健康保険条例の一部改正

健康保険法施行令の一部改正に伴い、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産に対する出産育児一時金を、35万円から39万円に引き上げるために改正しました。

補正予算

一般会計補正予算（第5号）

歳入歳出それぞれ15億7779万円を増額し、予算総額を26億8億1918万1千円としました。

歳出の主なものは、地域活性化・公共投資臨時交付金等

を活用した事業として、小学校耐震補強事業2億7320万円、小学校太陽光発電設備整備事業3100万円、地域情報通信基盤整備推進事業6億3556万1千円を計上し、その他、雇用対策事業633万2千円、子育て応援特別手当支給事業5940万6千円、住宅手当緊急特別措置事業1735万8千円、介護基盤緊急整備特別対策事業1443万2千円を増額し、制度改正等に伴う職員人件費5138万4千円を減額しました。

また、歳入の主なものは、前年度決算剰余金5億2623万円、地域活性化・公共投資臨時交付金、安全・安心な学校づくり交付金、地域情報通信基盤整備推進交付金、子育て応援特別手当交付金等の国庫支出金8億4007万8千円、雇用対策費補助金、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金等の県支出金9719万3千円、介護保険特別会計繰入金2229万4千円、地域雇用創出・産業活性化基金繰入金964万2千円、市債1億7200万円を増額し、財政調整基金繰入金8974

万9千円を減額しました。

伊達東小学校及び大田小学校の耐震化事業2億7320万円については、単年度での完成が困難であることから、繰越明許費を設定しました。

国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成20年度退職者医療給付費交付金の精算による返還金の確定、後期高齢移行者に対する高額療養費特別支給金の追加及び定期人事異動に伴う人件費調整により歳入歳出それぞれ3070万3千円を追加し、予算総額を73億1934万2千円としました。

後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

繰越金、保険料滞納繰越額の確定に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の確定及び定期人事異動に伴う人件費調整により歳入歳出それぞれ46万4千円を減額し、予算総額を6億3389万9千円としました。

介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成20年度決算における繰越金、国・県負担金等の確定及び定期人事異動に伴う人件費調整により歳入歳出それぞれ4062万円を追加し、予算総額を47億1999万1千円としました。

梁川簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成20年度決算における繰越金の確定及び定期人事異動に伴う人件費調整により歳入歳出それぞれ657万7千円を追加し、予算総額を1億4802万1千円としました。

月館簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成20年度決算における繰越金の確定及び定期人事異動に伴う人件費調整により歳入歳出それぞれ361万5千円を追加し、予算総額を2億9661万5千円としました。

公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成20年度決算における繰越金の確定及び定期人事異動に伴う人件費調整により歳入歳出それぞれ901万8千円

を追加し、予算総額を13億8025万6千円としました。

栗野地区農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）

平成20年度決算における繰越金の確定及び管渠調査追加実施に伴う委託料の増により歳入歳出それぞれ532万1千円を追加し、予算総額を2002万1千円としました。

つぎだて花工房特別会計補正予算（第2号）

予算総額に変更はなく、花工房事業費における歳出予算の組替えを行いました。

各財産区特別会計補正予算

平成20年度決算における繰越金の確定等により各財産区の補正総額は787万4千円で、補正後の予算総額を1505万2千円としました。

水道事業会計補正予算（第2号）

定期人事異動に伴う人件費調整により資本的支出の補正総額は1127万6千円で、補正後の資本的支出を10億5

931万3千円としました。

その他

市道路線の認定

開発行為による道路帰属、旧保原町大和団地の宅地分譲に伴い、新たに4路線を認定しました。

決算

平成20年度一般会計歳入歳出決算ほか29件の決算認定

平成20年度各会計決算が認定に付され、決算審査特別委員会を設け審査しました。その結果、30件のいずれの会計も認定するものとしました。（決算の概要は「だて市政だより11月号」をご覧ください。）

議員発議

伊達市議会基本条例の制定

前文と全24条の条文からなり、新たな議会運営への改革取り組みを確かなものとする

ため、議会及び議員の責務を自覚しながら、市民の負託に応えられる議会を目指し、真摯に取り組んでいくことを決意して制定しました。

伊達市議会政務調査費の交付に関する条例の制定

議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として議会における会派及び会派に属さない議員に対し、1人当たり月額3万円を交付します。施行日は、平成22年5月1日です。

伊達市議会委員会条例の一部改正

伊達市議会会議規則の一部改正
議会基本条例の制定に伴い一部改正しました。

意見書

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

2010年度教育予算の充実に教職員定数の改善を求める意見書

8月臨時会

平成21年第5回臨時会は、8月12日に招集され、市長から提出された補正予算3件の議案を原案どおり可決しました。

補正予算

一般会計補正予算（第4号）

国の補正予算に対応した「地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業」及び「地域活性化対策基金事業」を実施するための経費として、歳入歳出それぞれ4億1943万円を追加し、予算総額を252億4139万1千円としました。歳出は、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業として20事業4億883万3千円、地域活性化対策基金事業として、小中学校における教育図書購入費用1059万7千円であり、その財源には、地域活性化・経済危機対策臨時交付金3億6441万円、地域活性化対策基金繰入金980万円、寄附金93万8

千円を充て、なお不足する財源を財政調整基金繰入金4428万2千円で調整しました。

伊達市月館簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し、旧月館町と旧霊山町の水道管を連結して、災害時の配水対策の強化、水量水圧の確保など、給水の安定化を図るための経費として歳入歳出それぞれ5900万円を追加し、予算総額を2億9300万円としました。

水道事業会計補正予算（第1号）

国庫補助金と地域活性化・公共投資臨時交付金を活用し、保原地域における石綿セメント管の更新を行うための経費を補正するものであり、資本的支出に7650万円を追加し、資本的支出を10億4803万7千円としました。



議会基本条例の要点

前文

伊達市議会は、本市における唯一の議事機関であり、地方自治法第96条第1項各号に規定する議決事件にとどまらず、法令に違反しない限り、議決すべき事件を定める権限を有するとし、議会は、二元代表制の下、市長等執行機関との健全な緊張関係を保有しながら、立法機能及び監視機能を十分発揮し、もって地方自治の本旨を目指します。

議会及び議員は、より一層市民からの信頼にこたえるため、積極的な情報の公開を通じて説明責任を果たし、議会の諸活動への市民参加のもと、同等の権利を有する議員相互の自由かつ達な議論を展開しながら、市政の論点を明らかにして、政策立案及び提言を積極的に行うこととしています。

第1章「総則」

議会が市民の負託に応え、市民生活の向上、市勢の発展に寄与するという基本条例の制定の目的を定めています。

第2章「議会及び議員の活動原則」

市の最高決議機関として、市民に対し説明責任を果たすこと。議員には、議員の活動原則と共に自由な討議など、会派を構成して活動することを認め、議会運営、政策立案等について会派間合意の形成に努めることを定めています。

第3章「市民と議会の関係」

全ての会議を原則公開するとともに、市民との意見交換の場の設定等、議会への市民参加と連携を積極的に進めることを定めています。

第4章「議会と行政の関係」

審議における論点の明確化に向けた一問一答方式の導入、行政から議員への反問権の付与のほか、わかりやすい議会運営のための議会と行政との関係を定めています。

第5章「自由討議の保障」

議会は討論の場であることを基本とし、議員の自由討議及び政策討論を通し、議会としての合意形成に努めることを定めています。

第6章「委員会の活動」

委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開すると共に、市民に対し分かりやすい議論に努めることを定めています。

第7章「政務調査費」

条例及び規則を定め、これを遵守して活動することとしています。

第8章「議会及び議会事務局の体制整備」

議会の予算の確保、事務局体制の整備、議会図書室、議員の議会に対する対応の議会広報の充実について定めています。

第9章「議員の政治倫理、身分」

議員は市民全体の奉仕者として、誠実かつ公平のもと職務に精励することを求めると共に、議員定数の改正のあり方について定めています。

第10章「最高規範性と見直し手続」

本条例は伊達市議会における最高規範であることから、改正に当たっては市民への説明責任を果たすことを定めています。